

令和5・6年度

長瀬町物品等競争入札参加資格審査申請

定期受付分

－ 手 引 き －

長 瀬 町

## I 物品等とは

物品等とは、次のようなものを言います。

建設工事に伴う業務については、この申請ではできません。

コード	業種	大分類
01	販売・賃貸	OA機器・用品
02	〃	文具・事務機器・用品
03	〃	書籍
04	〃	家具
05	〃	室内装飾品（屋内装飾品）
06	〃	厨房機器
07	〃	建具
08	〃	舞台装置
09	〃	寝具類
10	〃	車輛・船舶・バイク・自転車
11	〃	自動車用品
12	〃	燃料類
13	〃	医療機器
14	〃	医療用薬品
15	〃	介護機器
16	〃	測量機器
17	〃	理化学機器
18	〃	光学機器・時計
19	〃	空調冷暖房機器
20	〃	家電製品
21	〃	視聴覚機器
22	〃	通信放送機器
23	〃	工作機械類
24	〃	農業・建設機械類
25	〃	その他機械器具
26	〃	教育用教材等
27	〃	遊具類
28	〃	衣類・帽子・靴
29	〃	消防・防災・防犯用品
30	〃	スポーツ用品
31	〃	楽器
32	〃	徽章・カップ・美術工芸品
33	〃	看板・標識・旗・環境美化用品
34	〃	食料品

35	〃	肥料・飼料・農薬
36	〃	動植物・用品
37	〃	金物類
38	〃	工業用薬品
39	〃	建設資材・部材・材料品
40	〃	百貨店・ギフト店
41	〃	その他百貨
50	買受け	買受け
60	印刷	印刷（製本含む）
70	電算	電算業務
80	催物、映画、広告、その他の業務	催物等
81	〃	その他の業務
90	建築物管理	管理業務
91	〃	運転業務
92	〃	点検・検査業務
93	〃	廃棄物処理業務

以上の中から希望するものを選定し、大分類および小分類にチェックを入れた業種表を申請書に添付してください。（小分類は販売・賃貸に分かれているので注意してください。）

※令和5・6年度申請分から申請業種数の上限を撤廃しました。

希望する業種が設定されていない場合、業種表「81：その他の業務」の「その他業務（記入）」欄に具体的な業務内容を簡潔にご記入ください。

## II 申請について

### 1 物品等競争入札参加資格要件

長瀬町が発注する物品等の競争入札に参加を希望する者は、この手引きにより長瀬町物品等競争入札参加資格審査を申請し、長瀬町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿という。」）に登載された者としてします。

### 2 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（施行令第167条の11第1項において準用する場合も含む）に該当する者。
- (2) 町の入札参加資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、町長が不適格であると認める者

- (4) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税、もしくは長瀨町税が未納である者
- (5) 登録・免許・許可等を営業の案件とする業種について、必要な登録・免許・許可等を有していない者
- (6) 申請日前2年間において振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されているもの

### 3 資格申請の手続き

資格者名簿に登載を希望する者は、次のとおり資格審査申請をしてください。

- (1) 資格審査申請の基準日：資格審査の申請の日において直近の決算日（決算手続が終了しているものに係る決算日に限ります。）

- (2) 資格審査申請の受付：

- ア 受付期間 令和5年2月1日(水)から2月28日(火)まで **(必着)**  
※受付期間後の随時受付は行いません。（期間を定めた追加受付を予定しています。）
- イ 受付方法 **原則として郵送で受け付けます。**  
申請書類は、「物品等入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」を表紙にし、チェックリストの番号順に書類を揃えて、クリアホルダー（色指定無し）に挟み込んで郵送してください。
- ウ 送付先 〒369-1392  
埼玉県秩父郡長瀨町大字本野上1035-1  
長瀨町役場 企画財政課 企画財政担当  
※申請書類は、書留等の配達を確認できる方法で送付してください。なお、申請書類は「信書」にあたるため、日本郵便（株）が行う「郵便」または許可を受けた事業所の「信書便」により送付してください。  
**※封筒の表に『5・6年度入札参加資格審査申請』と朱書きしてください。**
- エ その他 やむを得ず持参する場合の受付は、以下のとおりです。
  - ◇受付時間 9時から17時まで（12時～13時を除く）  
※土日祝日は受付できません
  - ◇受付場所 長瀨町役場 2階 企画財政課窓口

### 4 資格の有効期間

有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とします。

## 5 注意事項

- ア 申請受理日については、郵送による提出の場合は企画財政課に申請書類が到達した日をもって、窓口持参による提出の場合は窓口への提出日をもって受理日とします。ただし、申請書の記入漏れ、添付書類の不備等があった場合には、その修正が完了した日をもって受理日とします。
- イ 申請内容に不備があった場合は、電話等で確認をさせていただき、必要に応じて内容の修正を行います。なお、誤りが添付書類等により明白である場合は、確認を得ずに職権で修正する場合があります。
- ウ 提出書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求めます。やなお、受付期間内（2月28日（火）まで）に提出されない場合、申請が却下となる場合があります。
- エ **登録済通知、受付票の交付等はしません。**長瀬町から非資格者である旨の連絡がない限り、当該申請者は長瀬町の資格者名簿に登録されたこととなります。  
なお、郵送した書類を受領されたことが分かる書面が必要な場合は、返信用定形封筒又は返信用ハガキ（いずれも宛先記入、切手貼付済み）を同封してください。

## 6 申請手順

- ア 申請の手引き及び指定様式は、長瀬町のホームページからダウンロードしてください。  
※ ホームページからダウンロード出来ない場合は、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの書類が入る大きさ）を添えて、企画財政課に郵送の依頼をしてください。
- イ 申請の手引きに基づき、申請書類に必要な事項を記入し、添付書類を準備してください。
- ウ 書類はチェックリストを表紙にし、チェックリストの番号順に揃えて、クリアホルダー（色指定無し）に挟み込んで提出してください。  
※ ホッチキスやクリップで留めたり、ファイル綴じはしないでください。

## 7 提出書類作成上の注意

- ア 提出書類はA4サイズで作成してください。添付書類でA4以外のサイズがある場合は、拡大・縮小コピー等でA4サイズに統一してください。
- イ 黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。パソコン等で作成の場合は、黒字で作成してください。書き直すことのできる筆記具（鉛筆・消すことのできるペン等）は使用しないでください。
- ウ 書類に不備・不足がある場合は、申請を受理できません。必要な書類すべてが、受付期間内（2月28日（火）まで）に到着するよう御注意ください。

## 8 資格審査の提出書類

- 申請には、以下の書類を提出してください。法人事業者、個人事業者によって必要な提出書類が異なりますので御注意ください。

○:必ず提出する書類 △:必要に応じて提出する書類

No.	法人	個人	申請提出書類	備考・注意事項
1	○	○	提出書類チェックリスト ※指定様式	・提出書類の該当する欄に○印を記入してください ・提出書類の表紙にしてください
2	○	○	長瀬町物品等競争入札参加資格審査申請書 ※指定様式	・必要事項を記入してください
3	○	○	業種表 ※指定様式	・必要事項を記入してください
4	△	△	委任状 ※指定様式	・代理人(支店長や営業所長等)に権限を委任する場合
5	○	/	商業登記簿謄本 又は 履歴事項全部証明 ※コピー可	・申請日前3か月以内のもの
6	/	○	身分証明書 ※コピー可	・申請日前3か月以内のもの
7	○	○	納税証明書 ※コピー可	・税務署で発行したもので、申請日前3か月以内のもの ・法人の場合 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書 ・個人の場合 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書
8	△	△	完納証明書 ※コピー可	・長瀬町内業者の場合。「町税」について未納税額のないことの証明書 ・申請日前3か月以内のもの
9	△	△	許可証明書等※コピー可	・申請する業種で法令上許可等が必要な場合
10	△	△	代理店又は特約店証明書 ※コピー可	・代理店又は特約店になっている場合
11	△	△	役員名簿 及び 組合員名簿	・協同組合等の申請の場合 ・様式は任意のもの

## 9 官公需適格組合

官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等は、資格審査申請書類のほか、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 官公需適格組合証明書の写し
- (2) 希望業者に係る組合員の経営事項審査結果通知書の写し

## 10 資格審査結果の公表

資格審査を受けた者は、資格者名簿に登載されるものとし、その資格審査結果は閲覧又はホームページにより公表します。

## III 変更等について

### 1 変更等の届出

- (1) 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、直ちに長瀬町競争入札参加資格変更届出書に關係書類を添えて、提出してください。

ア 商号又は名称

イ 住所若しくは所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

ウ 法人の代表者

エ 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名

オ 代理人

カ 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

キ 代理人の役職名又は氏名

ク 許可等の内容

ケ 中小企業等協同組合にあってはその組合員（資格者名簿に登載されている者に限る）

- (2) 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに關係書類を添えて書面により届け出してください。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者となったとき。

イ 死亡(法人においては解散)したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合（官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（昭和61年企庁第834号）に規定する官公需適格組合をいう。）の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を受けた者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

## 2 参加資格の再審査

相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格者名簿に登載された者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を継承しようとするときは、長瀬町競争入札参加資格継承申請書に係る書類を添えて、営業の一切を継承した日から90日以内に提出してください。

## 3 参加資格の抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は当該名簿から抹消されます。
- ア 施行令第167条の4の規定（施行例第167条の11第1項において準用する場合も含む）する者となったとき。
  - イ 死亡(法人においては解散)してから90日を経過したとき。
  - ウ 金融機関に取引を停止されたとき。
  - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反したとして公正取引委員会から排除勧告若しくは審判開始決定を受け、又は告発された場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。
  - オ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第2項の規定に違反したことにより逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。
- (2) 資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は当該名簿から抹消されることがあります。
- ア 変更等の届出を怠ったとき。
  - イ 提出書類の記載事項が虚偽であったとき。
- (3) 資格者名簿に登載された者が、資格者名簿に登載されている業務又は業種で、その営業を廃止したとき、又は当該名簿からの抹消を申し出たとき、その者は当該業務又は業種について当該名簿から抹消されます。

問合せ 長瀬町 企画財政課 企画財政担当  
電 話 0494-66-3111 (内線222)  
FAX 0494-66-0894  
メール kikazai@town.nagatoro.saitama.jp